

行政相談委員は、国の行政機関や独立行政法人、特殊法人（国立大学・国立病院・郵便局など）等の仕事に関する苦情や意見・要望を受け付け、問題解決の手助けをしています。

●行政相談委員の委嘱
昨年度から引き続き委嘱されている齋藤輝雄さん（追町、片岡鉄郎さん（登米町）、佐藤裕孝さん（東和町）、佐藤正満さん（中田町）、遠藤より子さん（豊里町）、佐々木孝夫さん（石越町）、佐々木菊枝さん（南方町）、山形利文さん（津山町）の8人に加えて、今年度から新たに、林忠市さん（米山町）が総務大臣から行政相談委員に委嘱されました。

【募集期間】7月22日（水）～8月24日（月）
【公表する資料】登米市景観計画（案）、登米市景観計画（案）概要版
【公表場所】建設部住宅都市整備課（中田庁舎1階）、各総合支所、各公民館・ふれあいセンター、市公式ホームページ
【提出方法】「登米市景観計画（案）」に対する意見」と明記し、郵送、ファクシミリ、電子メールまたは持参により提出してください（様式は自由）
※住所、氏名（団体などの場合は、所在地、名称、代表者名）、電話番号を必ず記入してください。なお、電話での受け付けはできません
【意見の取り扱い】「個人情報保護に関する法律」に基づき適切に取り扱います。また、個別の回答はしませんが、意見の概要と意見に対する考え方を取りまとめた上、後日、市公式ホームページで公表します

平成25年生活扶助基準改定を違法とする訴訟への最高裁判所判決等を受け、対象となる世帯の人へ保護費を追加給付します。

【対象者】次のいずれかの条件を満たす世帯▼平成25年8月から平成30年9月までの間に生活保護を受給したことがある全ての世帯▼平成30年10月から令和8年3月までの間に生活保護を受給したことがある世帯のうち、一定期間入院・入所していた人を含む世帯、各種加算（一部除く）が算定された世帯、毎年12月に支給される期末一時扶助費が算定された世帯

※現在、保護を受給していない世帯でも、条件に当てはまる場合は対象となります

【支給までの手続き】①現在、保護を受給している世帯⇒手続きは不要です②過去（対象となる期間）に生活保護を受給していた世帯⇒当時の世帯主からの申し出が必要です

【2の場合、必要な書類】
▼申出書 様式は福祉事務所生活福祉課 各総合支所市民課窓口にて備え付け。市公式ホームページからもダウンロード可▼保護を受給していた全世帯員の戸籍謄本（全部事項証明書）▼本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）▼振り込みを希望する本人名義の預貯金通帳またはキャッシュカードの写し▼各種加算を受けていた場合は、そのことを確認できる書類（障害者手帳等や当時の保護決定通知）

【申し出先】福祉事務所生活福祉課（生活保護係）または各総合支所市民課

【受付期間】7月中を目途に市公式ホームページに掲載予定※詳細はホームページを確認するか、問い合わせください

【問い合わせ】
▼最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付相談センター
☎0120（179）445
▼福祉事務所生活福祉課（生活保護係）
☎0220（58）5552



市公式HP「最高裁判決等を踏まえた生活保護費の追加給付」

05 行政への意見や要望 行政相談委員まで



市公式HP「行政相談委員」

06 「登米市景観計画（案）」への意見を募集 （パブリックコメント）

【提出・問い合わせ】建設部住宅都市整備課（中田庁舎1階）／登米市中田町上沼字西桜場18
☎0220（34）2316
FAX 0220（34）3448
☎0220（34）3448
✉ jiyutakutoshi@city.tome.niagip



市公式HP「市民意見公募手続（パブリックコメント）」

07 市設置・管理の浄化槽の 譲与（無償譲渡）について

市は、令和7年度まで市が浄化槽を設置し、使用者からの使用料によって維持管理する「市設置型」で整備してきましたが、令和8年度からは、個人で浄化槽を設置・管理し、市が設置費用の一部を補助する「個人設置型」へと整備手法を変更しています。

これにより、これまで市が設置・管理してきた浄化槽（合併前に設置したものを含む）や、市が個人から寄付を受けて維持管理してきた浄化槽のうち、設置後10年を経過したものについては、令和9年4月以降、住宅使用者などへ順次譲与（無償譲渡）することになります。

譲与後の浄化槽は個人管理となるため、保守点検や清掃、水質検査は個人で専門の業者へ依頼していただきます。

対象者には、順次通知を送付します。手続きなどの詳細については問い合わせください。

【問い合わせ】上下水道部下水道施設課（浄化槽管理係）
☎0220（52）3320

■譲与までのイメージ

	R8年4月	R9年4月（※）
設置後10年を経過したもの	市管理 (例) H29年3月以前に設置	個人管理
設置後10年を経過していないもの	市管理 (例) R8年3月までに設置	個人管理 (10年経過後の4月)

（※）…現時点での予定であり、変更になる場合があります

「もしも」の時に備えて 命とくらしを守る 防災だより vol.4

災害発生時の要支援者の避難をAIが支援 災害時双方向情報伝達システム「シン・オートコール」を運用開始

市は、高齢者や障がい者など、災害時の避難行動に支援を要する人への寄り添った対応と、支援者の負担軽減を目的に、災害時双方向情報伝達システム「シン・オートコール」の運用を開始しました。

このシステムは、災害発生時に、個別避難計画を作成している要支援者のうち、事前登録のあった人へAIを活用して一斉に電話をかけ、自動音声で避難情報の発令を伝達するものです。要支援者が電話の質問に回答することで安否確認ができ、その情報は自動的にショートメッセージで支援者へ伝達されます。

個別避難計画を作成している人の登録申し込みは随時受け付けています。利用を希望する場合など、詳細は問い合わせください。

【問い合わせ】
▶災害時双方向情報伝達システムについて
総務部防災危機対策室（防災計画係）☎0220（23）7393
▶個別避難計画について
福祉事務所生活福祉課（福祉総務係）☎0220（58）5552

